

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-29
処分の種類	指定保安検査機関の業務規程の変更命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第58条の30の3第2項			
処分の概要	業務規程が保安検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				